

江戸幕府の特定写本禁止法とその思想（上）

——幕府出版規制が実は書物規制であること——

山 本 秀 樹

本稿の主題については、幕府が版本だけではなく、一部の写本についても禁止していた、その証拠となる史料の記事を解釈しているというだけのことで、その史料に目新しいものは一切ふくまれていない。

その点において本稿の意義はないが、事歴史料となると、一旦紹介されてしまうとそれ以上何の認識の錬磨も点検も、それどころか、言挙げすらも行われぬという傾向が日本近世文学研究にはなきにしもあらずと見えるので、現状では、ともかくも史料から何が見えてくるのか、ということを書くということ自体に意義がある、と言わざるを得ない。そして、本稿は、その主題とするところの特定の写本に関する禁令を見ることによって、われわれが「出版規制」と認識するものが実は「書物規制」だったという認識の変更がうながされるということについて述べる。

われわれは普段江戸時代を出版中心、版本中心の時代だと思い込んでしまっているところがあつて、それはわれわれが眼にし耳にするところの江戸時代の本が版本中心なのだから認識の自然なのだが、近年では古来本の中心であつた写本が、ただか江戸時代になって中心的存在に

なつた、本質的に複製本にすぎない版本より価値の低いものと認識されたとはいえないということも言われていて、版本の量的な多数性と質的な価値性の問題については、切り離して考えておくのが当然のことであつたことが意識させられたのもまだ記憶に新しいところである。版本の新参性と写本の稀少価値が見失われていたと言つていいだろう。本稿においても、ある意味それと通底する認識変更の必須性が確認されることになる。

写本という、これまで江戸時代書物文化の認識的周縁にあつた部分に注目することによって、版本というこれまでの江戸時代書物文化の認識的中心への反省がうながされる——と表現すれば、かつて文化人類学の成果を日本人に意識させた山口昌男氏の定式化が、ここでも意識させられることになる。⁽²⁾

—

もういつどこで見たのだったか、あるいは、聞いたのであつたか、思い出すことができず、したがって、論文らしくこれこれしかたと証拠文献を提示することができないのだが、江戸時代に同時代の事件

について書き記すことに關して禁令があつたにもかかわらず、写本の形で実録体小説なるものが数多く産み出されたことに關して、それらが版本でなく写本であつたことに注目して、版本なら規制を受けるが、写本なら見逃される、といった説明がなされることがあつたと記憶する。

しかし、江戸時代のすべての時期においてそのような状態にあつたわけではない、ということは史料的に明らかである、と言わざるを得ない。

すなわち、江戸時代においては写本もまた幕府の摘発を受けているのであり、そういう事実が存在する以上、摘発されずに流通を許されているものはそれだけの価値しかない、あるいは、それ相応の理由がある、はずである。⁽³⁾

まずは江戸の『御仕置裁許帳』について見る。

時代的にも江戸時代前期の史料であり、土地的にも政治の中心都市江戸のものであり、この史料から考察を始めることはきわめて自然であろう。⁽⁴⁾

町奉行所の江戸牢屋入牢者の記録から後の「例」となるべき事例九百七十余件（明暦三年～元禄十二年）を選び出し、「主人弑者并従類」以下二百三十一部に分類した、⁽⁵⁾とされるこの法制史料は、旧帝国図書館（現国会図書館）の所蔵であつたためか、気が付かれやすかつたらしく、宮武外骨『筆禍史』（明治四十四年初版、朝香屋書店大正十五年十月改訂増補四版影印、『宮武外骨著作集』四、河出書房新社、昭和六十年、所収）にすでに使用されている。すなわち、本節で扱う書物

に關しても、すでに『筆禍史』に史料の記述はあらかじめ引用紹介されている。⁽⁶⁾『御仕置裁許帳』の編者は不明である。

『御仕置裁許帳』の分類のひとつに「自作に書物を編み、猥りに板行仕る者之類」（『近世法制史料叢書』の通し番号「一二二」）があり、天和二年（一六八二）から元禄七年（一六九四）にわたる四件の入牢者の記録が抜き書きされている。

『近世法制史料叢書』ではそれぞれの入牢者の記録について五七六から五七九の通し番号が割り振られているが、四件のうちの二件、すなわち五七六と五七八は写本の処罰事例である。

五七六 天和二年戊十二月十二日（一九五）春宮中宮就宣旨、赦免之者之類」八八三にも本来同文と思われるものが一部記載されているので、対校しておく。「」で括って補った文字は八八三の方に多い文字である。――山本注。以下同様）

壹人正木惣右衛門 是は牛込天龍寺前山伏町長右衛門店之者、此の者去年（御使番）高木忠右衛門（定清）、（御小姓組）服部久右衛門（貞治）、（同上）佐橋甚兵衛（佳成）（巡見使として）国廻りに被遣候節、此の者義佐橋甚兵衛）物書きに召抱え、召連れ候処、道中十二ヶ国（因幡、伯耆、出雲、隠岐、石見、長門、周防、安芸、備後、備前、備中、備前、美作）を記録に仕り、書物（十）二冊（に）致清書、売りに遣わし（「売りに遣わし」、八八三では「売出し」）候に付き、右三人方より御支配方江申達し、（若年寄）堀田对馬守（正史あるいは正英）殿御断り故、召寄せ、穿鑿之上、当四

月三日籠舎申付け候処、牢内にて相煩い候に付き、養生之内、家主に預け置き候処、気分本復仕り候由にて、召連れ来るに付き、揚り屋に入る。

天和元年三月一日、將軍の命により高木忠右衛門、服部久右衛門、佐橋甚兵衛は注記した山陰山陽十二ヶ国の巡見に遣わされた（『寛政重修諸家譜』続群書類従完成会版）。いわゆる巡見使である。佐橋甚兵衛の物書きに雇われた正木惣右衛門はその記録を清書して売りに出した。一体全体そんな珍事が勃発した理由が何なのかの方に興味はそそられるが、もとよりそれは記録の外にある。

記事に見える堀田对馬守は天和元年九月六日から旗本を統括すべき若年寄の職にある。

問題の書物は（それがそのまま提出されたものの写本かどうかは別として）幕府の職務に関係して作成された文書と把握してよいと思うが、幕府は事前に発布された法文なしに、それを売買してはならないものとすることができ、処罰することができたわけである。

江戸時代は法が発令される時代であったにもかかわらず、かならず法が発令されるわけではなく、統治権限を持った人間はいつでもみずからの判断を被治者に強制することができた、という、必ずしも法治国家とは言えない状態の治世であったことが印象づけられるであろう。

『御仕置裁許帳』に載る二つめの事例は

五七八 元禄四年末十月十一日

壱人山口宗倫 是は南大工町貳丁目新道德右衛門店之者、此の者儀、（老中）戸田山城守（忠昌）殿より御断りに付き穿鑿

之儀有之、当月十一日揚り屋に入置き候処、牢内にて相煩い候に付き養生之内、去ル廿日預け置き候へ共、同廿一日召寄せ、揚り屋に入る。

右之者、人之噂を色々書立て「百人男」と記し、その上日來行跡不宜、重々不屈成ル故、同末十月廿二日死罪。

元禄四年末十月十五日

松枝小兵衛 是は呉服町壺丁目之者

四人 柳屋又八郎 是は右同町長右衛門店之者

笹本次郎右衛門 是は右同町茂左衛門店之者

桑原 和翁 是は本所三文字屋敷又市店之者

此の者共、山口宗倫儀に付き穿鑿之内揚り座敷。

右四人之者共、山口宗倫と常々出合、人之噂を書記し候節も指加わり候様に相聞候。不屈成ルに付き末十月廿二日、日本橋より五里四方追放。

山口宗倫については何者かわからない。戸田山城守は天和元年十一月十五日から元禄十二年九月十日まで老中の職にある。

ここに『百人男』なる書物が問題となっていて、「人の噂を色々書き立て」た物であると言う。

この事例は、法的に解釈しようとするとき意外に手間暇のかかるものである。

従来は、本事例を解釈するというよりは、美術史上高名な英一蝶島流しの原因考察の一環としてあれやこれやの伝承中の一つに出てくる『百人男』と本事例を結び付けて考えていたので、本事例自体について

考えられたことなどはなかった。

しかしまた、従来の検討の結果を受けて素直に考えれば、英一蝶遠島の原因が遠島史料によって『百人男』ではなかったことが判明している以上、そしてなおかつ、伝承ではいかにも面白く事情が語られていはするものの、それと『御仕置裁許帳』に載る罪人名と罪状との整合性がまったく存在しない以上、ここで英一蝶伝承にかかわらずる理由はまったくない。すなわち、本件に関する考察を目指す今、今現在は眼の前にある本件記録の記述しか、その材料はないのである。

その記録に見える当時の江戸で、人の噂を書けば摘発される要件たり得たということは、そのような表現の条文を直接得られるわけではない。

しかしながら、人の噂を書けば摘発される要件たり得たであろうことは、この『御仕置裁許帳』が掲載する別件にもこの条件が現れることからおそらくまちがいない。

『御仕置裁許帳』で『百人男』の入牢一件に続く五七九（三年後、元禄七年二月二十二日）では『草摺引』という版本が問題となっている。

五七九 元禄七年戊二月廿二日

平三郎 是は本町壱丁目太右衛門店之者

甚九郎 是は通油町吉兵衛店之者

四人

三左衛門 是は通旅籠町善右衛門店之者

仁兵衛 是は神田鍋町伊兵衛店之者

右之平三郎儀、「草摺引」と申物之本を編立、致板行候。人之噂を書候由、新吉原貳丁目番伯訴訟申に付、今日召出シ、

遂僉議候処、本を平三郎編立、甚九郎儀板木を彫、三左衛門方にて売候由申候。新作之書物兼て御法度に被仰付候処、相背候段不届に候。仁兵衛儀は右之板木を平三郎方より金六両貳歩に買取候由申候。此者儀も仕形不届に付、平三郎儀は外之出入に付、摂津守方にて手鎖申付候故、相届ケ、手鎖を外シ、四人共に牢舎。

右四人之者、同戊五月八日赦免。平三郎儀は前方之懸り有之候に付、出牢以後、摂津守方にて手鎖申付ル。

これは、人の噂を書いたものだ、ということと訴えられ、取調を受けることになったものである。

ということは、人の噂を書いたものであれば奉行所に訴え出ることができるといふ認識が当時の江戸の人々に共通認識としてあったというのである。

それではその法的根拠は何か。

先も述べたように、そのような直接の表現でこれを禁ずる法文が触れ出されたことはないようなので、おそらく、これは次に引く貞享元年十一月令の適用事例である（『江戸町触集成』二二六〇）。

覚

一、町中に而、むさと仕たる小うた・はやり事、勿論替りたる事致板行、売候者有之候。家主吟味いたし、何方に而も左様之者一切板行仕間敷候。尤辻橋に而売候もの有之候はゞ、其町にて相改、捕候而番所へ可申来候。穿鑿之上売主は不及申、致板行候者迄急度可申付候。近日改に廻し候間、其旨可相心得者也。

子十一月

右は十一月十八日御触、町中連判。

これを引いただけでは、「むさと仕たる小うた・はやり事、勿論替りたる事」が、本当に人の噂を書くことに当たるかどうかわからないではないか、と、この解釈を疑問視する向きもあるだろうが、根拠がある。この類の法令が江戸時代を通じて表現を変えながら何度も触れ出されることに關しては拙稿『江戸時代三都出版法大概——文学史・出版史のために——』（岡山大学文学部研究叢書二九、岡山大学文学部、平成二十二年二月。以下『大概』と略称す）本章「三都町触による江戸時代出版法概観」八「三都個別出版法——享保以前」（四）「公儀・人の迷惑・珍しき事・はやり事・かわりたる事・浮説・虚説（寛文十三年・一六七三以後三都個別令）」に述べたが、本令は享保七年（一七二二）十二月には次のように表現をちがえて触れ出されている（『江戸町触集成』五八三五。校注により表示されている異文は法令の意味にかかわらないので省略した。）

覚

一、当前世上に有之無筋噂事并男女申合相果候類を「心中」と申触、板行致し読売候儀、前々より御停止の所に、此間猥に売あるき候段相聞、不届に候。自今捕方の者相廻召捕、急度曲事可申来候。ケ様の類の者見当次第、其町々にても捕置、月番の番所へ可申来候。若見通にいたし、捕方の者召取候は、其町々名主月行事まで越度可申付候間、此旨可相守者也。

右の通、従町御奉行所被仰渡候間、町中家持は不及申、借屋店か

り裏々召仕等迄、入念可申聞候。尤請負判形取候間、名主印判持、明十一日四時樽屋所へ可被参候。名主無之町々は月行事右刻限可参候。少も遅々有間敷候。以上。

十二月十日

町年寄三人

ここに「世上にこれある筋無き噂事……板行致し読売候儀、前々より御停止」と言う「前々」の法令が、町触を遡ってみると先の貞享元年十一月令に当たり、そのことによつて貞享元年十一月令の「むさと仕たる小うた・はやり事は勿論、変わりたる事板行致し売」る、ということが、たとえば「世上にこれある筋無き噂事」の板行をふくむことだということがわかる。

この「むさと仕たる小うた・はやり事は勿論、変わりたる事」ということがたとえば「世上にこれある筋無き噂事」であるという関係づけが、確実に元禄年間にまで遡るということを『御仕置裁許帳』五七九事例の『草摺引』訴訟に関する記述は教える（それにしても、これは意外の感すらある引当ではあるまいか。江戸時代の法文作成者の言語能力にやささか疑いをさしはさみとなる事実である。われわれはこのような言語感覚の持主が法文作成を担当しているということに充分にわきまえ、法文の理解に当たらなければならないようである）。しかし、もちろん右の『江戸町触集成』一三二六〇令にせよ、五八三五令にせよ、禁じているのは板行することであつて、写本を禁じているわけではない。

しかし、問題の『御仕置裁許帳』五七八事例の『百人男』に板行を示す文字はなく、少なくとも五七八の記述を見る限りにおいて『百人男』

は書本である。

ということはこれは版本に関する問題要件を写本に準用したのである。

それはそうなのであるが、しかし、どうやらこの場合、その準用を補助する——というよりも支える、法文、ということはすなわち上位レベルに位置する法文、があつたと理解しておかないと、充分にゆきとどいた理解とは言えないようである。

それは通常、法文のみをながめている限りにおいてわれわれが到底気付くことのない高札と町触の関係である。

先の『草摺引』事例五七九の記述のなかには、本件に関する「不届」要件に関して「新作の書物、かねて御法度に仰せ付けられ候ところ相背き候段」と言っている。

くりかえすようであるが、『草摺引』は「人の噂を書」いたことによつて訴え出られたのである。そのことによつて「召し出し」「詮議」となったものについて、本記述は「新作の書物、かねて御法度に仰せ付けられ候ところ相背き候」と言う。

「新作の書物」につき「かねて」からある「御法度」とは何か。

と考えると、それに当たるものは高札の一条しか考えられないであろう。

天和二年（一六八二）五月付で諸国の高札場に立てられた江戸時代の数少ない恒常法の中に書物に関する一条があつて、

一、新作の儘ならざる書物商売（いた）すべからざる事。（近世法制史料叢書二『御当家令条』二七一（同三『武家厳制録』二七萬

札之部にもある）。括弧内は『京都御役所向大概覚書』にある文字と命じてある。

ここに「新作の」「書物」の文字がある。

すなわち『草摺引』事例に言う「新作の書物、かねて御法度に仰せ付けられ候ところ」とは、そのたしかならざるものを商売するな、ということである。

明らかにこの条文を引き用いた表現が、人の噂について書いたものの犯した罪として用いられるということは、高札のこの条文が上位の大規定であり、その個別細目規定が町触二二六〇であり、五八三五、その他もろろである、という関係にあるということである。

たしかならざる書物の例が、むさと仕たる小うたの版行であり、はやり事の版行であり、変わりたることの版行であり、人の噂について書いたものの版行である、という関係である。

『大概』でも触れることがあつたが、マス・メディア、マス・コミュニケーションの社会的普及とそれによる確定情報（とされているもの）の供給安定状況によつて噂なるものが日陰者となつた今日のわれわれ以上に、噂なるものの跳梁跋扈に囲繞されていたであろう当時の人々にとつて噂と言えは確実に不確かなものだったのであらう。

幕府——と言うよりも社会的安定をはかる責任と義務を負つた人間たちの誰かが、いつでも、事あらばそれに応じてそのように考え、そのような噂を書物から除去しようとはかる可能性があつたのである。

一都市の統治権限の与えられている奉行が各都市において個別にそのような判断を下す、その江戸（町方）という都市（の一部）におけ

る現れが江戸町触二二六〇や五八三五であった。⁽⁸⁾

そうして、高札の一条が禁じているのは「書物」の「商売」である。

すなわち版本、写本の別はここでは問題となっていない。

すなわちこの上位事項が禁じている対象が書物であることによって、版本を制限した個別細目規定が写本に準用されることも自然な発想といふことになるう。

かくして『御仕置裁許帳』の一記事は、意外にも幕府法の理解に関する含蓄をたたえており、あらためてこの史料に焦点をしぼって見つめ直してみた本稿の作業には、すでに収穫があったということになる。

写本なら見逃される、などということは、本来あるまじき事態と言えそうである。

二

次は京都の史料である。時代的にも早くも江戸時代中期の資料になってしまいが、史学というものに付き合ってみれば、歴史学というものは、実状、点から面に演繹するしかないものらしく、やむを得ない。潔癖に点から面に演繹することを拒否してみても、それは認識を放棄することではない。

明和八年（一七七二）五月、京師書林三組行司編、京師書林印行の『禁書目録』に「書本」（筆で書いた本≠写本）の部がある⁽⁹⁾。

『禁書目録』の成立事情、その目的、用途は、京師書林三組行司の書したその序に明白である。

古来御制禁之唐本和書、並びに、絶板売買停止之書、其の外、秘録浮説等之写本、好色本之類は、片紙・小冊たりといへどもか

りにも取扱ふべからず、常々相慎み堅く法令を相守るべき旨、每歳正五九月、書肆会集の砌、（我々行司も）ねんごろに是を戒めおくといへども、書目数多の事なれば一々記憶しがたく、或いは忘却し或いは意得たがひも是あるべし。

これに依つて今般、右之書目、古来より伝聞記録する所、大抵其の類を分かちてこれを記し印刻して小冊となし書肆家々に附与し人々常にこれを点検していささか疎略之誤りならん事を願ふものなり。

然りといへども述作の限りなき、見聞の広からざる、此の書の載する所或いは遺脱過誤あらんも計りがたし。

是を覧る人、其の遺りたるを補ひ誤れるを正したまはん事ひとへに是を冀ふものなり。

明和八年辛卯五月 京師書林印（三組／行司）（引用に際して、現代と異なる江戸時代通用の漢字を現代通用のものに変更、また、記号・送りがな・濁点を増やし、適宜段落を分けた。以下同様）

すなわち、書肆が取り扱うべからざる書物の覚えきれないほど数多いがゆえに、それら禁書を書肆がチェックするために印刷して書肆に付与するのであると。

右の序文中には毎正月五月九月に京都書肆の集会あつて、その席上で常に禁書に関する戒告が行われるのが——そうまでされると情性的儀礼に墮する可能性もある、とも言えようが——慣習であつたことが

記されており、この書目が書肆に配布されるために刷られたことを述べる『禁書目録』の冒頭に記された右のごとき事情を記した序の執筆月が五月であることは、まさしくこの『禁書目録』の配布時が、序の年月の会集時か、それを去ること遠からざる時期であったことを意味しているであろう。

大抵部類を分けて記したというその部類は、おおむね冒頭に言う「古来御制禁之唐本和書、並びに、絶板売買停止之書、其の外、秘録浮説等之写本、好色本之類」と共通する四部立てで、「南京船持渡唐本国禁耶蘇書」「書本」「絶板之部」「素人板并他国板／売買断有之部」からなる。冒頭別立てで並列されている「好色本之類」は本編では「絶板之部」中に含まれている。部立て最後の「素人板并他国板」は要注意書目で、必ず売買禁止というわけではないから、正確に言うところ「禁書」ではなく、したがって『禁書目録』の部類としては補足的である。

『禁書目録』に「書本」(筆写本)の部類が存することは、右の序文冒頭に、「古来御制禁之唐本和書」と「絶板売買停止之書」と「秘録浮説等之写本」と「好色本之類」の四類を書き並べる以上、当然のことながらしかし、考えてみれば、してみるとわれわれは、江戸時代の「書肆」と言えば出版業者の面ばかりを意識することが圧倒的に多いが、彼らは本の小売業者たるいわゆる「本屋さん」の側面を持ち、写本の売買取扱いもしていたということがわかる。

その『禁書目録』の「書本」類には、書名を記載すること、なんと百二十二部。その多くは、戦国時代から江戸時代の武家、徳川家、幕府について記すものと言ってよい。

先代旧事本記・本朝通鑑・万天実録・文露叢・柳宮秘鑑・同統・武徳大成・御年譜・玉露叢・寛明日記・甘露叢・東栄日録・日本中興治乱記・異考大通記・豊臣実録・扶桑見聞私義・御年譜附尾・同 泰政録・難波戦記^{数品}・浪華軍記・豊臣記・新撰豊臣実録・島原記・秀頼事記・武徳安民記・国史実録・武家盛衰記・東照創業記考異・松平記・松平系図・御当家系図・三河記・同 真字・天草一戦記・慶長記・関原記・同 大全・慶元通鑑・関原雑話・岡崎物語・日光郡野枕・松平開崇開運録・玉的隠頭・家忠日記・大坂記・三河後風土記・越後通夜物語・同 侍騒記・駿府政事記・由井根元記・由井実録・徳河記・慶長治乱記・東照宮御遺訓・の露叢・龜卜書・主図合結・東照宮御縁起・武辺咄聞書・赤城盟伝・西山紀聞・介石記・同 追加・赤城紀談・義子文通・介浅記・新撰大石記・赤穂忠臣記・寺灯私記・蓬窓紀談・復讐物語・瑞光院記・義士考・寺坂之覚書・忠士絶纓書・忠義碑文・慶元冬夏軍記・忠士筆記・露適集・鍾秀記・義人録・權華集・武家明鏡集・易水連袂集・山科之聞書・胆心精義伝・岩淵物語・天寛日記・中興統盛衰記・武家拾要記・難波戦記後篇・慶安太平記・武家嚴制録・仙台萩・秋田杉・武家隠見記・諸家大秘録・明和石曲伝・阿淡夢物語^{数品}・浮田物語・見語大明撰・松山実録・殺法転輪・山鳥記・島原実録・政要実録・郡上騒動・嚴秘録・落穂集・越後騒動・切支丹実記・西山遺事・姫路騒動・明和飛日記・山内幸内^{一名風呂敷包}・井伊家伝記・板倉政要実録・嚴秘此頃噂・三壺集・宇都宮金清水・本朝色鑑・望遠雜録(原本、一つ書きで一書目一

行に書するが、本稿ではそこまでする必要はないので続けて示した。¹⁰⁰⁾

右のうち後の方には実録体小説が多く含まれており、写本なら目こぼしを受けられる、などという考えが（かつてあったと思うが）虚妄であったことを証している。そしてまた、右のうちはそれらよりも雑史、雑録の類が圧倒的に多い。

そして、右のうちには、今日普通には禁書であったとかいうことが意識されないものを多く含んでいる。

たとえば、もともと印象的なものは『本朝通鑑』であろう。

つまり、われわれは幕府召し抱え儒学者の家である林家編纂の日本史『本朝通鑑』が「禁書」である、などという意識は普通持たない。

それは当然、林家が編纂し、成立した時点において『本朝通鑑』は禁書でもなんでもないからである。この書物が禁じられているのは、それを広く流通させることなのである。

すなわち『禁書目録』が使用していることばで言えば「書肆」が「取扱う」ことなのである。

このことは書肆の言う「禁書」ということばが、存在自体が許されない禁存在書と、存在すること自体は禁じられてはいないけれどそれが広がる禁禁じられている禁流通書の双方を含む概念であることとをわれわれに教えている。¹⁰¹⁾

『禁書目録』の右の「書本」リストの最後には付言があつて、——というより、かなり膨大な本のリストなのでわれわれはリストの方に眼を奪われがちだが、実はこちらのほうが、「付言」と表現するにふさわ

しくない、規定になっていて——次のようにある。

右載する所の外、聞書・雑録等之写本、数多これ有るべしといへども一々記すに暇あらず。

すべて禁庭・將軍家之御事はいふに及ばず堂上方・武家方、近來之事を記したる書は右目録にのせずといへども堅く取扱ふべからず。

其の外世上浮説にても書体よろしからざる書、是亦右に准ずべし。

此の段人々よくよく勘弁あるべき事なり。

すなわち、

右に載せる以外にも、聞書・雑録等の写本（で禁書）はたくさんあるだろうけれどもそれを尽くすことは不可能である。

（そこでともかくもみなにわきまえておいてもらいたいことは）……のような本は右のリストにのせてなくとも取扱い厳禁（ということであり、）

その他……の本も取扱い厳禁である。

このことは、書肆のみなみながよくよくわきまえ、考えがなければならぬことである。

という記述の流れになっていて、現代人の感覚からすると「右に載せる以外にも聞書・雑録等の写本は数多く存在するだろうと思われるが一々書き上げることはできない」とまず言ってしまうが、聞書・雑録等の写本はすべて禁流通書かと即断されてしまいそうなものだが、これにはおそらくそういうつもりはない。

記述の大前提になる文脈は、この書物がそもそも「禁書目録」であるということによって与えられているから、先に記したようにことばをおぎなつて理解するべきである。

右には本屋仲間行司が諸書肆に対し注意することを強調した点につき……で省略したが、リストに上がつていようがいまいが流通（「書肆」の「取扱い」）を堅く戒められる写本とは

（一）聞書・雑録等の写本のうち禁庭・將軍家・堂上方・武家方の近來の事を記したもの

（二）聞書・雑録等の写本のうち世上の浮説を書いたもので、書きぶりのよろしくないもの

である。

書きぶりのよろしくない「書体よろしからざる」は、禁令を見ているときにも悩まされる、江戸時代らしい内的本質の指摘を放棄した物言い¹²⁾で、これだけでは何がよくないのかわからないが、端的に言つて「奉行所で問題視される」というのがそのもつともよくない顕れであつたろう。

そもそも京都の場合は宝永五年（一七〇八）八月以降、すべての出版物が京都奉行所への届出制となつており（『大概』本章「三都町触による江戸時代出版法概観」八「三都個別出版法——享保以前」（四）「公儀・人の迷惑・珍しき事・はやり事・かわりたる事 浮説 虚説（寛文十三年・一六七三以後三都個別令）」二六六ページ）、ついで本屋行司は享保元年（一七一六）から年頭八朔出札開始、書物のことにつき御用の儀あらば召し出されることがあつたと言われている（同本章六「三都共通

出版法（二）——享保零年代町触」（二）二〇四ページ）。ここに示された要素は、おそらくはこれまでの具体事例を通して町奉行所から示された指示に由来する経験則であろう。

そして、右の二項は何らかの意味で町触で命ぜられた規定の準用になつてゐる。

その町触とは以下のごとし。

まず（一）は京都では享保八年四月二日付で触れ出された、よく知られる出版条令五ヶ条のうち第三条と第五条を踏まえたものと思われる（『京都町触集成』一三五六。校注は法令の内容に関わらないので省略した）。

一、自今新板書物之儀、儒書・仏書・神書・医書・歌書、都而書物類、其筋一通り之事は各別、猥成義異説等を取交へ作り出候儀堅可為無用事。

一、唯今迄有來候板行物之内、好色本之類は風俗之為にもよろしからざる義に候間、段々相改、絶板可仕候事。

一、人々家筋先祖之事などを、彼是相違之儀ども新作之書物に書顯し、世上致流布候義在之候。右之段、自今御停止候。若右之類在之、其子孫より訴出候におゐては、急度御吟味可在之筈に候事。

一、何書物によらず、此以後新板之物作者并板元之实名奥書に為致可申候事。

一、権現様御儀は勿論、惣而御当家之御事、板行・書本、自今無用に可仕候。無摠子細も在之は奉行所へ訴出、差図受可申候事。

右之趣を以、自今新作之書物出候とも遂吟味可致商売候。若右定に背候者在之は、奉行所へ可訴候。経数年相知候共、其板元問屋共に急度可申付候。仲ケ間致吟味違犯無之様に可相心得候。右之御書付、江戸より到来候間相触候。急度可相守者也。

卯四月二日

第三条は、法文にも「新作之書物」に「書きあらわし」「世上に流布」とあつて実は書本をも意識した規定であらう。

我も人もこの五ヶ条を「出版条令」とか「出版条件」とか言つてしまふが、結局それはいつも我々の頭が出版について語ることと占められているからのもので、これを出版に関する法令と言つてしまふことは、それでは確実に覆うことのできない、内容的にはみ出してしまふ部分ができしまふ、正確に言えば間違つた呼び方なのである。

そもそも第五条などは「板行・書本」とはつきり明示するくらいのもので、法令作成者が写本のことまで考慮に入れていることは明らかである。

だからと言つて以後これを「流通書物条令」とか呼び換えることができるかどうかは不安に思われるくらい、写本について我々が語るとは少なく、また、五ヶ条のうち一、二、四条が専ら出版令であることがことばで明示されている以上、——しかも三、五条も実状書物として出版物の方が圧倒的に大量である以上、今までのように「出版条令」と呼ぶよりほかはないのではないか、と思う。そう呼んでしまふと、規制対象に写本がふくまれる以上、誤りなのだが。

とまれ、法令の呼び名のことは当面の問題ではなかった。問題は五ヶ

条のうち、第三、五条と『禁書目録』書本の部の規定(一)との関係である。

(一)の「禁庭・將軍家・堂上方・武家方の近來の事」はかならずしも本令第三条にいう「家筋・先祖之事」ばかりとは限らないが、「家筋」の事をふくむであらう。

片や第五条は、家康その他將軍家のことならよろず書くな、と言うのであるから、「將軍家」を中心に「禁庭」「堂上方・武家方」に範囲が広がっていると見える。

だが、ここまで広がればもはや法文の過剰適用、いや、法文の存在はもはや現実的摘発の根拠とは言えるが、その摘発範囲は「準用」とでも表現すべき範囲にまで広がつていて、これは直接の「法的根拠」とは言えないであらう。やはり江戸時代の治世は、厳密には法治とは言えない。

上位者の意図するところが法で示され、それを事態の中心として、それを準用させ得るすべてのことに、上意のおもむくところ(あるいは、下位者の斟酌の及ぶところ)、準用可能である、そのようなあり方を法とその運用が取つていたのである。

要するに、ルールの厳密な言語化は要求されても追求されてもいない。

次に、『禁書目録』書本の部の規定(二)の根拠となる町触は、元禄十一年十二月発令のものである(『京都町触集成』一九三)。

覚

諸書物重板不仕分、本屋とも互に申合来由候。雖然重板類板いたし候者問々有之、元板之もの及難儀之旨相聞不届候。向後重板

類板仕間敷候。但相對之上は不苦候といへども双方可斷出候。

惣而不謂浮説杯板行仕儀堅令停止候。若又板行仕度儀候は、訴出可受差因事。

右之通、洛中洛外本屋并板彫共へ急度可令触知者也。

寅十二月 日

前節で引き用いた、江戸の、むさと仕たる云々の触は京都大阪での触れ出しが確認できない江戸地方らしいので、京都で関係するのはこの触ということになる(『大概』本章八「三都個別出版法——享保以前」(四)「公儀・人の迷惑・珍しき事・はやり事・かわりたる事・浮説・虚説(寛文十三年・一六七三以後三都個別令)」一六六ページ)。そして、「浮説」の語は(二)と京都町触に共通し、そのつながりを明きらかにしている。しかし、ここでも禁じられているのは版本であって、写本のことはいここに出てこない。

しかし、前節で確認した高札は全国法であるから、前節で考察したとおりの理屈をここにくりかえすことができ、さきの高札上の文言は、京都でも右の町触が写本にまで推し及ぼされることの前提をなしているであろう。

如上の考察により、『禁書目録』『書本』の部は、江戸時代の法が町触で触れられた成文の規定するところにとどまらず、町奉行所及び共同体責任者の手によって実際の運用範囲が成文の規定以外の範囲にも推し広げられることをわれわれに教えている。

服藤弘司氏は江戸時代が一見法治の時代のように見えて法治の時代でない、という、事態の把握の困難を嘆くことがあったが、小さなこ

とではあるが、まさしく本稿で見た事例なども、成文によって提示規定されなくとも現場当事者の判断でよいようにとりはからわれて(勿論)何の問題もなかったことを示している。

法が上位者の命令という性質を帯びており、上位から下位への命令伝達方法に書付の出るものと口頭ですんでしまうものがあつた以上、それは口頭でいかようにも追加し得るものであつたし、下位の統括責任者が上位を慮って適用範囲を推し広げることにもおそらく何の問題もなかったのである。

〈引用参照文献〉

- 『近世法制史料叢書』(創文社 昭和三十四年復刊訂正版)
『江戸町触集成』(塙書房 平成六年・平成十五年)
『京都町触集成』(岩波書店 昭和五十八年・平成元年)

〈注〉

- (1) 中野三敏・市古夏生・鈴木俊幸・高木元「江戸の出版(上)」(座談会)「板本」をめぐる諸問題」(『江戸文学』五、平成八年五月。のち「江戸の出版」ペリかん社、平成十七年、として単行本化)「近世出版の性格」節における中野三敏氏の発言。
- (2) 一般に向けては、たとえば池上嘉彦「記号論への招待」(岩波新書、昭和五十九年)で簡潔に紹介されている。
- (3) 今田洋三「江戸の禁書」(『江戸』選書六、吉川弘文館、昭和五十六年初刊。歴史文化セレクション、平成十九年復刊)は、その序章で正しく写本も禁じられていることを述べているが、この本のほとんどすべては版本の禁書の個別事例に関するくわしい説明になっていることと、禁書に関する論文がそれ以後それほど存在しないため、どれほどその認識が流布しているのか、確認したい。
- (4) なお、従来、幕府法令は、根拠なく、ただ何となく漠然と三都共通と考えられる

傾向にあったが、『京都町触集成』以降、そういうわけにはいかなくなっている。たとえば出版法令に関して、三都に大きなちがいがあることについては、拙稿『江戸時代三都出版法大概——文学史・出版史のために——』（岡山大学文学部研究叢書二九、岡山大学文学部、平成二十二年二月）で明らかにしたところである。もはや三都における制度の共通を、無条件に前提として物を考えるわけにはいかず、もちろん史料の有無による限界はあるが、本論においても手順として三都それぞれについて確認する。

(5) 石井良助校訂『近世法制史料叢書』第一序（昭和十三年付）

(6) 近年では、たとえば江戸人物読本一「井原西鶴」(市古夏生・藤江峰夫編、ペリカン社、平成元年)の「座談会」西鶴研究の問題点、「西鶴と出版規制」節における谷脇理史氏の発言中に出る(二〇ページ)。

(7) 注③前掲今田洋三『江戸の禁書』「市民的文化活動の盛り上がり」章「英一蝶をめぐる」節参照。

(8) 実際のところ『大概』前提三「町触の種類」二「大阪市史」「御触及口達」解題」(一六)「発令手続による触の種類、あるいは本稿以外の課題について」および本章六「三都共通出版法(二)——享保零年代町触」(二二五、二二六ページ)でも述べたように老中がその判断に関わっている場合も、将軍が主導している場合もあり得るのだが、ここはことを単純化して述べている。

(9) この『禁書目録』については、今田洋三『江戸の禁書』がまず『禁書目録』なる章を設けてほとんどそのすべてを引用し簡単な紹介を行っているが、江戸時代の禁書について扱った一般向けの概説書(今からすればかなり専門的内容のように思われるが)の序章として予備説明的イメーজ付けの性格を担わせた記述になっている。

「書本」の部については「これらの書物を持っているというだけで処罰されることはなかったが、売買は禁じられ、まして出版などとは思ってもよらなかったのである」と述べている。

(10) 長澤規矩也・阿部隆一編『日本書目大成』四(汲古書院、昭和五十四年)による。原本通りの活字化は宗政五十緒・若林正治編『近世京都出版史料』(日本古書通信社、昭和四十年)にある。

(11) 事は写本にとどまらず、版本をふくめ江戸時代の「禁書」とはすべて禁流通書、禁

商売書にすぎない可能性すらあるが、今それを決するまでの準備が整わない。後考を要す。

(12) 『大概』本章「三都町触による江戸時代出版法概観」八「三都個別出版法——享保以前」(四)「公儀・人の迷惑・珍しき事・はやり事・かわりたる事・浮説・虚説(寛文十三年・一六七三以後三都個別令)二六三〜二六六ページに述べた。

(13) 本令が、江戸時代において数少ない三都共通の出版関係町触であったこと、江戸と上方における発令年の懸隔(江戸で享保七年十一月八日、大阪で享保八年三月二十四日)、想定されるその背景、等についてはもはや述べない。『大概』本章六「三都共通出版法(二)——享保零年代町触」(特に二二一〜二三〇ページ、二三八、二三九ページ)参照。

(14) 『大概』前提三「江戸時代の触」「一——上位主権者の命令が法になる」。

(15) 『大概』前提三「町触の種類」二「大阪市史」「御触及口達」解題」(五)「書承触／口承触(口触・口達触)二〇八ページ。

〈付記〉本稿は平成23年度／平成26年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研究(C))課題番号二三三二〇二二五研究課題名「日本近世出版制度史の研究」による成果の一部である。